個人からのご寄付について（2010.4.1～）

下記の通り、お手続きお願いいたします。

（1）お申し込みの流れ

1．本学所定の**「寄付申込書」**に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にてご送付ください。指定先欄を必ずご記入ください。

2．電信、または本学所定の**「寄付金振込依頼書（複写式）」**に必要事項をご記入の上、最寄の金融機関からお振込みください。

※本学所定の「寄付金振込依頼書（複写式）」をご利用の場合、みずほ銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行、りそな銀行、三井住友銀行の本支店間のお振込みの場合は、手数料は無料です。

3．個人の方から本学へのご寄付は、本学発行の**「領収書」**と文部科学省の**「特定公益増進法人証明書（写）」**によって、寄付金控除として課税所得から控除されます。

（2）ご入金の確認

ご入金が確認でき次第、本学より下記の書類３点をお送りします。

①領収書　②受入通知書＆特定公益増進法人証明書（写）　③お礼状

※ ①②は確定申告時に必要な書類です。

寄付金控除について

個人が、特定公益増進法人（＊）に対し「特定寄付金」（特定公益法人への寄付金）を支出したときは、「寄付金控除」として、課税所得から控除されます。

＊特定公益増進法人：所得税法により文部科学大臣から教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献など、公益の増進に著しく寄与するものと認められた法人のことです。早稲田大学もこの証明を受けています。

寄付金（ただしその年に支出した寄付金の総額が、年間総所得金額等の４０％以下とする）が、２千円を超える場合には、その超えた金額が該当する年の課税所得から控除され、所得税が減額されます。

寄付金控除額＝寄付金合計額－２千円

寄付金控除の手続きは、寄付をしていただいた翌年の確定申告期間に、本学発行の「領収書」「特定公益増進法人証明書（写）」の２点を添えて、所轄税務署に申告してください。なお年間に複数回ご寄付いただいた場合は、その都度の「領収書」は必要ですが、「特定公益増進法人証明書（写）」は１回目にお送りする１枚のみを添えて申告してください（ただし寄付金が年を超える場合は、その年分として別途必要となります）。

∞∞∞